

インボイス制度導入後の令和5年分【決算書】から書式が変わります。

下記の【青色申告決算書(一般用)】を例にとりてご説明します。

(インボイス登録をしていない事業者の皆様も取引先の登録番号等の情報記入が必要です)

決算書 3面 【売上(収入)金額の明細】記入欄の例

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(*)	売上(収入)金額
〇〇商会	糸島市前原・・・	T 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	2,750,000
◇◇◇(株)	福岡市西区・・・	T 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1,760,000
☆☆販売(株)	糸島市志摩・・・	T 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1,870,000
(株)△△	糸島市二丈・・・	T 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	616,000
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)			3,300,000
計			10,296,000

決算書 3面 【仕入金額の明細】記入欄の例

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(*)	仕入金額
(株)●●	糸島市高田・・・	T 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	2,200,000
◆◆◆◆(株)	福岡市東区・・・	T 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1,408,000
★★★商店	唐津市和多田・・・	T 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1,496,000
(有)▲▲▲	伊万里市・・・	T 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	492,800
上記以外の仕入先の計			2,640,000
計			8,236,800

* 決算書の3面は令和4年分までは主に【減価償却費の計算】に使われていました。

令和5年分の決算書からインボイス登録をされている事業者の登録番号と年間取引金額を売上・仕入それぞれに入力しなければなりません。会に決算をご依頼される会員の皆様は**12月に**記入用紙を送付しますのでお間違えないように正式名称等と登録番号そして年間取引金額をご記入していただき、担当者に提出して下さい。

ご自身で決算書を作成される会員の皆様はくれぐれもご注意下さい。

飲食業など個人を相手にご商売を営まれている会員様は売上欄に登録番号の記入は必要ありません。但し、仕入に関しましては登録事業者の記入が必要になってきます。

問題は大手スーパー等に毎日仕入に行かれて領収書が年間で膨大になり、それを1年分集計しなければならないという点です。パソコンで仕入科目に補助簿を設定して管理する等しないと限界があります。中には手書きの集計表等を作ってまとめるという強者の会員様もいらっしゃるかもしれませんがご苦労が目に見えます。